

富田林市教育委員会会議録

(令和 7 年度 7 月定例会)

令和 7 年 7 月 31 日開催

富田林市教育委員会

1	開催日時	令和7年7月31日（木） 午後2時00分～午後2時20分まで	
2	場所	富田林市役所3階 庁議室	
3	出席委員	教 育 長	植野 均
		教育長職務代理者	水本 哲也
		委 員	南 栄子
		委 員	森田 幸介
		委 員	吉田 郁
事務局		教育総務部長	辻野 泰之
		生涯学習部長	尾崎 竜也
		教育総務部次長兼教育指導室長	山口 敬生
		生涯学習部次長兼文化財課長	重野 好信
		教育総務課長	木下 治彦
		学校給食課長	松葉 邦明
		生涯学習課長	坂本 篤史
		生涯学習課付課長	山田 智彦
		公民館長	大前 靖
		中央図書館長	山本 一夫
		金剛図書館長	道籐 秀
		教育総務課長代理（書記）	宮西 まゆみ
4	公開の有無	公開	
5	非公開の理由	—	
6	傍聴人数	0人	
7	所管部署	教育総務部教育総務課	

8 議事等の内容

木下教育総務課長

それでは、議事に入ります前に、事務連絡から始めさせていただきます。

次回の教育委員会会議の開催日程でございますが、令和7年8月21日（木）の午後2時00分から、市役所「庁議室」での開催を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

日程第1につきましては、「会議録署名委員の指名について」でございます。

日程第2につきましては、先月、6月定例会の会議録の承認でございます。

日程第3につきましては、「教育長報告」でございます。今月は、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、令和7年第2回（6月）富田林市議定会定例会の賛否一覧についての2件でございます。

日程第4につきましては、「教育委員会の議決を経るべき議案」でございます。今月は、令和8年度使用教科用図書の採択について、富田林市中学校給食調理等業務受注候補者選定委員会委員の委嘱・任命について、富田林市社会教育委員設置条例施行規則の制定について、富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命についての4件でございます。それでは、教育長、開会をよろしく願いいたします。

植野教育長

それでは、令和7年度7月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第1「会議録署名委員の指名について」今月は、水本委員、よろしくお願いいたします。

水本委員

よろしくお願いいたします。

植野教育長

続いて、日程第2「会議録の承認について」、先月6月定例会の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続いて、日程第3「教育長報告」に移ります。今月は、2件の報告がございます。まず、報告第13号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事」について、今月は「新たに承認申請があった行事」が3件ございますので、教育指導室から順次説明をお願いします。

山口教育総務部次長

それでは報告第13号 教育委員会の後援名義承認申請のあった行事についての

(1) 新たに承認申請のあった行事についての①ですが、行事名は、「富田林市内児童発達・放課後等デイサービス合同説明会」です。主催は、富田林市内児童発達・放課後等デイサービスねっとわーく会議となります。内容は、児童発達支援や放課後等デイサービス等の福祉サービスについて広く周知し、支援が必要な幼児、児童、生徒らの療育の機会や幅を広げ、家族に対する子育て支援も充実させるもので、令和7年11月22日（土）に、本市立川西小学校体育館で実施を予定しており、参加費は無料でございます。本市教育委員会が定める「後援名義の事務処理要領」の各条件に適合すると認められるため、承認をお願いするものでございます。

続きまして②ですが、行事名は、『「なんでやねん！すごろく」ファシリテーターになってみない会』です。主催は、大阪大谷大学 人間社会学科 岡島ゼミとな

ります。内容は、教育関係者や社会教育施設のスタッフ等を対象に、こどもの権利に関する知識やスキル獲得を目的に、今後このすごろくを使ってファシリテートできる人材を育成するもので、令和7年8月20日（水）に、∞KON ROOMで実施を予定しており、参加費は無料でございます。本市教育委員会が定める「後援名義の事務処理要領」の各条件に適合すると認められるため、承認をお願いするものでございます。

坂本生涯学習課長

続きまして、③につきまして、ご説明申し上げます。申請者は、i:tone 代表 鈴木 康子氏でございます。行事内容は、様々な国の音楽の演奏やダンス等のステージと、世界各国の料理、手作りの雑貨などの模擬店の出店などのイベントでございます。開催日は、令和7年9月14日（日）、場所は、富田林市市民会館でございます。対象者の制限等は特にございません。また参加料は無料でございます。営利目的や政治的活動、宗教的活動ではなく、後援等に関する事務処理要領に適合すると認められるため、新たに承認をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

植野教育長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

それでは、「これまで承認したことのある行事」について何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、報告第13号につきましては、これで終わります。

次に、報告第14号「令和7年第2回（6月）富田林市議会定例会の賛否一覧」について、教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務課長

それでは、報告第14号「令和7年第2回（6月）富田林市議会定例会の賛否一覧」についてご説明申し上げます。報告第14号をご覧ください。令和7年第2回（6月）富田林市議会定例会において上程しました議案第30号 富田林市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 富田林市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 令和7年度大阪府富田林市一般会計補正予算（第1号）、議案第42号 財産の取得について（GIGAスクール構想の実現に係る学習用コンピュータ）につきましてはすべて可決されましたことをご報告いたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、報告第14号につきましては、これで終わります。

続きまして、日程第4「教育委員会の議決を経るべき議案」に移ります。今月は、4件の議案がございます。

では、議案第24号「令和8年度使用教科用図書の採択」について、教育指導室から説明をお願いします。

山口教育総務部次長

それでは議案第24号 令和8年度の本市立小・中学校の教科用図書につきまして、資料をご覧ください。令和8年度に使用いたします、本市立小中学校の教科用図書につきましては、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』第14条の規定により、小学校は令和5年度に、中学校は令和6年度に採択され、現在

使用している教科用図書と同一のものを採択するものとなっております。

次に、別添資料をご覧ください。児童生徒の視機能の状況等を鑑み、学校教育法附則第 9 条に基づきまして、記載の拡大教科書を教科用図書として採択くださいますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

植 野 教 育 長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 24 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 25 号「富田林市中学校給食調理等業務受注候補者選定委員会委員の委嘱・任命」について、学校給食課から説明をお願いします。

松葉学校給食課長

それでは、議案第 25 号「富田林市中学校給食調理等業務受注候補者選定委員会委員の委嘱・任命」について、ご説明を申し上げます。当委員会は、中学校給食調理等業務の受注候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、候補者の募集要領及び審査基準に関する事項、候補者の提案等の審査及び選定に関する事項、その他、教育委員会が必要と認める事項について、審査及び検討し、教育委員会に意見具申を行います。このたび、富田林市中学校給食調理等業務受注候補者選定委員会設置要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、委員の委嘱・任命をお願いするもので、委員の任期は、令和 7 年 7 月 1 日から本業務に係る契約が締結される日まででございます。なお、富田林市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第 7 の 5 に基づき、委員の氏名及び所属等については、当該業務の契約候補者の選定後に公表するものとします。また、第 1 回目の委員会が 7 月 10 日に開催され、その中で委嘱・任命をさせていただいております。教育委員会のご承認が前後する形となりますが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。以上で説明とさせていただきます。ご審議の程、お願いいたします。

植 野 教 育 長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 25 号につきましては、提案どおり議決とします。

契約締結するまで、委員の氏名については、非公表ということでございますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第 26 号「富田林市社会教育委員設置条例施行規則の制定」について、生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

続きまして、議案第 26 号 富田林市社会教育委員設置条例施行規則の制定につきまして、制定の理由及びその内容のご説明を申し上げます。本市では、社会教育法第 15 条及び富田林市社会教育委員設置条例に基づき教育委員会より社会教育委員を委嘱・任命し、年間 2 回の社会教育委員会議を開催しております。同会議では、生涯学習部の各所属の取り組みについて、これまで様々なご意見や提言等を賜ってきたところでございます。また同条例につきましては、本年 3 月の市議会定例会におきまして、委員定数及び委員構成の変更その他文言整理等を行うため、一部改正を行ったところでございます。しかし、同条例においては委員の設置や委員定数、委員構成、報酬等について定めるにとどまり、その他必要な事項については別に定めるとしておりましたことから、このたび社会教育委員に関し必要な事項を定める

ことを目的として、本規則を新たに制定するものでございます。

次に本規則の内容でございますが、まず第 1 条において制定の趣旨を、第 2 条において議長及び副議長について定めております。そして第 3 条において会議の招集や成立要件その他について、第 4 条で事務局について、第 5 条で委任について定めております。なお、本規則につきましては、附則第 1 項の規定により、公布の日から施行するものとしております。以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野 教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 26 号につきましては、提案どおり議決とします。

最後に、議案第 27 号「富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命」について、文化財課から説明をお願いします。

重野生涯学習部次長

議案第 27 号 富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命について、内容のご説明を申し上げます。当審議会は、市長及び委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、これらの事項について市長及び委員会に建議するもので、伝統的建造物群保存地区保存条例第 12 条第 3 項に基づき委員会が委嘱または任命をすることになっております。今回は、令和 7 年 7 月 31 日に任期が切れることに伴い、表にあります 15 人を委嘱・任命するものでございます。任期は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までの 2 年でございます。なお、今回の委嘱・任命におきまして委員の変更は 1 名のみで、学識経験者の選出区分の高田 昇委員が角野 幸弘委員に変更となっております。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野 教育長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 27 号につきましては、提案どおり議決とします。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。

委員のみなさまにおかれましては、ご意見、ご審議ありがとうございました。

それでは、令和 7 年度 7 月の定例教育委員会会議を終了いたします。